

令和4年江南市議会4月臨時会議案目録

令和4年4月7日

議案第32号	江南市固定資産評価員の選任について	P	2
議案第33号	江南市市税条例の一部改正について	P	5

令和4年議案第32号

江南市固定資産評価員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年4月7日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 向井 由美子

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価員 酒井博久氏が令和4年4月6日をもって辞任したので、後任の者を選任する必要があるからであります。

向井由美子履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

平成 9年	4月	1日	江南市事務吏員拝命
平成27年	4月	1日	江南市健康福祉部子育て支援課副主幹拝命
平成29年	4月	1日	江南市健康福祉部子育て支援課主幹拝命
平成30年	4月	1日	江南市こども未来部保育課主幹拝命
平成31年	4月	1日	江南市企画部市民サービス課主幹拝命
令和 2年	4月	1日	江南市企画部市民サービス課長拝命
令和 4年	4月	1日	江南市総務部税務課長拝命
			現在に至る

(参 考)

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3及び4 （略）

江南市市税条例（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第69条 固定資産評価員の数は、1人とする。

令和4年議案第33号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年4月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置において、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするため、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）

江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第15条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江南市市税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(参 考)

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」とい</p>	<p>附 則 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

新	旧
<p>う。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 15 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」とい</p>	<p>う。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第 15 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

新	旧
う。)を超える場合には、当該宅地等調整 都市計画税額とする。 2～5 (略)	2～5 (略)

(参 考)

市税条例改正（案）の概要

1. 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、所要の整備を図る。

2. 改正の概要

負担水準が20%以上から60%未満の商業地等について、令和4年度に限り、課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とする。

※ 商業地等の負担調整措置

- ① 負担水準が70%を超える場合は、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。
- ② 負担水準が60%以上70%以下の場合は、前年度課税標準額を据え置く。
- ③ 負担水準が60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%（ただし、令和4年度に限り2.5%）を加えた額を課税標準額とする。

ただし、当該額が当該年度の評価額の60%を上回る場合は、60%相当額とし、20%を下回る場合は、20%相当額とする。

この改正は、令和4年度の固定資産税及び都市計画税から適用する。